

○特定小型原動機付自転車運転者講習等事務処理要領の制定について（例規通達）

令和5年6月29日群本例規第19号（交企）

改正

令和7年3月6日群本例規第4号（務）

令和7年6月26日群本例規第15号（刑企）

令和7年12月25日群本例規第34号（免）

特定小型原動機付自転車運転者講習等事務処理要領の制定について（例規通達）

この度、別添のとおり特定小型原動機付自転車運転者講習等事務処理要領を定めたので、誤りのないように運用されたい。

なお、自転車運転者講習事務処理要領の制定について（平成27年群本例規第29号）は、廃止する。
別添

特定小型原動機付自転車運転者講習等事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第15号の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習、同項第16号の規定による自転車運転者講習、法第108条の3の5の規定による命令（以下「受講命令」という。）及び法第108条の3の6の規定による国家公安委員会への報告（以下「国家公安委員会報告」という。）の事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 「講習」とは、特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習をいう。
- (2) 「危険行為」とは、法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為及び同条第2項に規定する自転車危険行為をいう。
- (3) 「特定小型原動機付自転車違反報告書」とは、特定小型原動機付自転車運転者による違反行為に係る交通切符及び交通反則切符その他の報告書類をいう。
- (4) 「自転車違反報告書」とは、自転車運転者による違反行為に係る交通切符その他の報告書類をいう。
- (5) 「違反報告書」とは、特定小型原動機付自転車違反報告書及び自転車違反報告書をいう。
- (6) 「命令した旨の通知」とは、受講命令を決定した都道府県（方面）公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）から被命令者の住所地を管轄する都道府県（方面）公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に対して行う命令を決定した旨の通知をいう。
- (7) 「命令執行依頼」とは、命令時における被命令者の住所地が命令公安委員会の管轄区域内にない場合において、命令公安委員会が、その者に対する受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の3の命令書をいう。以下同じ。）の交付を住所地公安委員会に依頼して行うことをいう。
- (8) 「警察署等」とは、警察署、地域部地域課、交通部交通指導課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊をいう。
- (9) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (10) 「取締警察官」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (11) 「特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラム」とは、特定小型原動機付自転車運転者講習管理業務を実施するため、警察庁が作成したプログラムをいう。
- (12) 「自転車運転者講習管理プログラム」とは、自転車運転者講習管理業務を実施するため、警察庁が作成したプログラムをいう。
- (13) 「講習管理プログラム」とは、特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラム及び自転車運転者講習管理プログラムをいう。
- (14) 「危険行為登録」とは、危険行為に関する情報を講習管理プログラムに登録するとともに、当該登録をすることにより、危険行為に係る国家公安委員会報告をすることをいう。
- (15) 「受講命令登録」とは、受講命令に関する情報を講習管理プログラムに登録するとともに、

当該登録をすることにより、受講命令に係る国家公安委員会報告をすることをいう。

- (16) 「受講済登録」とは、受講命令の結果に関する情報を講習管理プログラムに登録するとともに、当該登録をすることにより、受講命令の結果に係る国家公安委員会報告をすることをいう。
- (17) 「登録結果通報」とは、法第108条の3の6後段の規定による国家公安委員会からの通報（以下「国家公安委員会通報」という。）のうち、講習管理プログラムによる危険行為登録の結果を示す通報をいう。
- (18) 「危険行為登録処理結果通報」とは、国家公安委員会通報のうち、講習管理プログラムによる受講命令の対象者を示す通報をいう。

3 関係都道府県警察間の連絡・協力

受講命令に関する書類の送付、命令執行依頼に関する事務等は、関係都道府県警察と緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

4 受講命令の迅速かつ的確性の確保

- (1) 受講命令は、危険行為登録等に基づいてされるものであるから、これらの登録は、迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 講習は、交通に危険を及ぼすおそれのある者の危険性を迅速かつ的確に改善することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、受講命令を必要と認める事由が生じた場合は、その事由の発覚のときにおいて明らかな事実に基づいて速やかに命令をし、もって将来における道路交通上の危険を防止するものとする。

第2 危険行為登録票の送付

1 特定小型原動機付自転車運転者又は自転車運転者の違反行為の報告

- (1) 取締警察官は、特定小型原動機付自転車運転者又は自転車運転者の違反行為を検挙した場合は、速やかに違反報告書を作成して警察署長等に報告するものとする。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、違反行為の事実について速報するものとする。
- (2) 取締警察官は、受講命令が取締警察官の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行うとともに、違反報告書の記載を正確に行うものとする。

2 警察署長等の措置

(1) 体制

ア 警察署長等は、警部補以上の階級にある警察官の中から、危険行為登録票作成責任者（以下「作成責任者」という。）を指定し、前記1の(1)の規定による違反報告書の受理及び危険行為登録票の作成を一元的に行わせるものとする。

イ 警察署長等は、警部以上の階級にある警察官の中から、危険行為登録票審査責任者（以下「審査責任者」という。）を指定し、危険行為登録票の審査及び管理を行わせるものとする。

(2) 危険行為登録票の作成

ア 作成責任者は、取締警察官から前記1の(1)の規定による報告又は速報があった場合は、危険行為登録票作成・審査状況一覧（別記様式第1号。以下「審査状況一覧」という。）に必要事項を記載するものとする。

イ 作成責任者は、審査状況一覧に記載した事案のうち、次に掲げる事案以外のものについて、危険行為登録票（別記様式第2号）を作成するものとする。

(ア) 送致不相当と認めた事案

(イ) 明らかに危険行為が認められない事案（交通切符及び交通反則切符に係る事案については、罪名が危険行為ではないもの）

(3) 危険行為登録票の審査

ア 作成責任者は、危険行為登録票を作成した場合は、審査状況一覧と共に審査責任者に提出するものとする。

イ 審査責任者は、危険行為登録票が提出された場合は、危険行為登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを審査し、必要な修正を加えるものとする。

ウ 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、審査状況一覧に審査結果を記載するものと

する。

(4) 危険行為登録票の送付

ア 審査責任者は、危険行為登録票を審査した結果、これを登録する必要があると認めた場合は、当該危険行為登録票を交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に送付するものとする。

イ 危険行為登録票の送付に当たっては、当該事案の事実の証明に必要な調査書類（違反報告書、危険行為登録票その他受講命令手続に関する書類をいう。以下同じ。）を添付するものとする。この場合において、危険行為登録票の送付期限までに関係書類を作成することができないときは、追送するものとする。

(5) 危険行為登録票の送付期限

危険行為登録票の送付期限は、原則として次のとおりとする。

ア 自転車運転による交通切符に係る違反又は特定小型原動機付自転車運転による交通切符若しくは交通反則切符に係る違反については、危険行為を検挙したときから2週間以内

イ 人身事故等に係る違反については、ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合、被疑者の否認及び目撃者の不在により交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊なものを除き、危険行為を認知したときから30日以内

(6) 登録内容の変更等

審査責任者は、危険行為登録票を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じた場合は、速やかにその旨を交通企画課に連絡するものとする。

(7) 危険行為登録票の管理

ア 審査責任者は、事務の取扱状況について、毎月1回以上、審査状況一覧により、警察署長等に報告するものとする。

イ 警察署長等は、審査状況一覧の記載及び事件の送致記録によって、危険行為登録票の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導・監督し、違反行為の報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配慮するものとする。

第3 危険行為登録

1 危険行為登録審査官の指定

交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、交通企画課の警部補以上の階級にある警察官の中から危険行為登録審査官を指定し、その事務を補助させるものとする。

2 登録審査

(1) 交通企画課長は、危険行為登録票が送付された場合は、審査のために危険行為登録に遅延を来すことがないように、直ちに、次の事項について審査するものとする。

ア 危険行為登録票に係る違反行為が危険行為登録の対象になるか否か

イ 当該危険行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうか

(2) 交通企画課長は、危険行為登録票の審査の結果、当該危険行為登録票に誤りがなく、事実の証明が十分であると認める場合は、危険行為登録を行うものとする。ただし、次の事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、危険行為登録を行わないものとする。

ア 違反事実の不存在又は事実誤認があると認める事案

イ 交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することができない事案又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案

(3) 前記(2)の規定にかかわらず、交通企画課長は、危険行為登録票の審査の結果、調査書類の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案がある場合は、明らかに事実不存在等事案であるときを除き、危険行為登録を行い、当該事案について受講命令がされるまでの間において所要の措置を講ずるものとする。

3 登録削除

交通企画課長は、危険行為登録をしたものの、事後に事実不存在等事案であることが判明した場合は、当該事案を危険行為登録から削除するものとする。

4 危険行為登録結果の確認

交通企画課長は、警察庁から送付された登録結果通報を受けた場合は、当該通報に係る危険行

為登録に関するデータを確認し、自所属の登録に誤りがないかを確認するものとする。

第4 受講命令に向けた手続

1 受講命令に関わる行政手続

交通企画課長は、危険行為登録処理結果通報を受けた場合は、関係する危険行為に関する調査書類を確認した上で、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、当該者に弁明の機会を付与するものとする。この場合において、関係する危険行為が本県警察の管轄以外の区域でされたものであるときは、関係書類送付依頼書（別記様式第3号）により、当該区域を管轄する都道府県警察に対し、当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付を依頼するものとする。

2 調査書類の送付

交通企画課長は、危険行為登録処理結果通報を受けた他の都道府県警察から調査書類の送付の依頼を受けた場合は、関係書類送付票（別記様式第4号）に当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類を添えて送付するものとする。

第5 受講命令の決定

交通企画課長は、前記第4の1の規定による調査及び弁明の機会の付与の結果、危険行為を反復してした者について、受講命令をする必要があると認められる場合は、受講命令をするものとする。この場合において、受講命令は、危険行為を反復してした者が更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがないと認められるときは、命ずることができないため、交通事故によって下半身不随となり、自転車を以後運転できなくなったような者については、受講を命ずることができないので注意するものとする。

第6 受講命令書の交付

1 受講命令書の交付の主体

受講命令書の交付は、原則として、交通企画課が行うものとする。ただし、交通企画課長は、必要と認める場合は、警察署等においても行わせることができるものとする。

2 受講命令書交付の際の留意事項

(1) 受講命令書を交付する際には、受講命令書の記載内容について、記載漏れ又は記載誤りがないかを確認すること。

(2) 受講命令書の交付は、あらかじめ、口頭で命令の理由を告げてから行うとともに、特定小型原動機付自転車運転者講習にあっては特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第5号）を、自転車運転者講習にあっては自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第6号）を被命令者から徴するほか、被命令者との受講日の日程調整をその場で行い、受講命令書に具体的な受講日をメモするなどして、被命令者に講習受講の必要性を確実に認識させること。

(3) 前記(2)の場合において、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書又は自転車運転者講習受講命令書（以下「受領書」という。）を徴することができなかった場合は、報告書を作成するなどして、受講命令の執行状況を明らかにしておくこと。

(4) 被命令者が群馬県公安委員会以外の公安委員会が実施する講習の受講を特に希望する場合は、被命令者自らの責任において当該公安委員会に連絡するよう教示すること。

(5) 被命令者が複数回出頭することを防ぐため、出頭通知時において日程調整を行い、受講命令書の交付及び講習の実施を同日に行っても差し支えないこと。

(6) 前記(2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から命令の理由について、誤りがある旨の申立てがあった場合は、次により措置すること。

ア 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合

架空の事実について危険行為登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性がある場合は、人的同一性の有無を再調査した後に受講命令書を交付すること。

イ 申立てが過去の危険行為の発生日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者において危険行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付すること。

ウ 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれが認めら

れる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査すること。

- (7) 被命令者に対し、受講命令書を交付する場合は、当該受講命令書の交付をした者において、受講命令書に受講の期間の始期及び終期並びに受講命令書の交付年月日を記載して行うこと。

3 受講命令書を交付できない場合の措置

交通企画課長は、被命令者の所在が不明である場合、被命令者が拘禁刑である場合等受講命令書を交付することができない場合は、受講命令書を保管しておき、所在が判明するなど受講命令書を交付することができるに至った場合に備えるものとする。

4 命令した旨の通知及び命令執行依頼

(1) 命令した旨の通知及び命令執行依頼

交通企画課長は、受講命令を決定した場合において、被命令者の住所地が他の都道府県であるときは、次により命令した旨の通知及びその通知の際の命令執行依頼を行うものとする。ただし、県内に被命令者の勤務地があるなどのため、被命令者が本県が実施する講習の受講を希望しているときは、命令執行依頼を行わないものとする。

ア 命令した旨の通知は、特定小型原動機付自転車運転者講習にあっては特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令通知書（別記様式第7号）を、自転車運転者講習にあっては自転車運転者講習受講命令通知書（別記様式第8号）を送付して行うこと。

イ 特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令通知書又は自転車運転者講習受講命令通知書を送付する際に併せて命令執行依頼をする場合は、被命令者に交付する受講命令書を添付するとともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付して行うこと。

(2) 命令執行依頼を受けた場合の措置

交通企画課長は、命令公安委員会から命令執行依頼を受けた場合は、次により執行するものとする。

ア 前記1により、受講命令書の交付を行うこと。

イ 受講命令書を交付した場合は、命令執行通知書（別記様式第9号）により、その旨を遅滞なく命令公安委員会に連絡するものとし、被命令者が住所地にいない場合は、命令書返送書（別記様式第10号）により受講命令書を命令公安委員会に返送すること。

ウ 命令執行通知書の送付に当たっては、受領書等の受講命令執行時の状況が分かる資料を添付すること。

5 受講命令登録

- (1) 交通企画課長は、受講命令書を交付した場合は、受講命令書を交付した日に受講命令登録を行うものとする。

- (2) 交通企画課長は、命令執行依頼をした場合は、命令執行通知書を受けた日に受講命令登録を行うものとする。

第7 被命令者が講習を受講しない場合の措置

1 講習受講の督促

交通企画課長は、あらかじめ指定した日に被命令者が講習を受講しなかった場合は、必ず講習を受講するよう督促するものとする。この場合において、受講命令違反として検挙することを想定し、報告書を作成するなどして、受講しないことの証拠化を図るものとする。

2 被命令者が受講命令に従わなかった場合の措置

交通企画課長は、被命令者が定められた期間内に講習を受講しなかった場合は、次により措置するものとする。

- (1) 被命令者に連絡し、期間内に講習を受講していない旨を伝えるとともに、受講できなかった理由の有無を確認すること。この場合において、受講できなかった理由が真にやむを得ない事情であると認められる場合は、連絡した日より当該事情の存した期間と同程度の期間を設定し、当該期間内に受講するよう促すこと。

- (2) 定められた期間（前記(1)の規定により新たに設定した期間を含む。）内に受講できなかった理由が真にやむを得ない事情があると認められない場合であっても、講習の受講により危険性を改善するという制度趣旨を踏まえ、講習を受講するよう更に促すこと。

- (3) 前記(2)の規定により受講を促しても、なお受講しない場合は、受講命令違反として検挙すること。

第8 講習の実施等

1 講習の実施

講習の実施については、特定小型原動機付自転車運転者講習等の実施に関する規程（令和5年群馬県公安委員会規程第8号）の定めるところによる。

2 受講済登録

- (1) 交通企画課長は、被命令者に対して講習を行った場合は、原則として講習を実施した日に受講済登録を行うものとする。
- (2) 交通企画課長は、講習の実施を委託した場合において、受託者から講習の実施の報告を受けたときは、受講済登録を行うものとする。

第9 その他

1 調査書類等の保存

調査書類等は、係争中でない限り、次の期間、保存するものとする。

- (1) 危険行為に関する文書については、危険行為をした日から4年
- (2) 受講命令を執行した事案に関する文書については、受講命令書に記載された受講すべき期間が経過した日から4年
- (3) 受講命令を決定したが、受講命令書未交付の事案に関する文書については、受講命令を決定した日から3年

2 講習に係る広報

- (1) 交通企画課長は、交通安全教育の場等を通じて、講習制度の周知に努めるものとする。
- (2) 交通企画課長は、取締警察官に対する指導・教養を徹底し、交通取締りの際において、違反運転者から講習制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるようにしておくものとする。

3 委任

この要領に定めるもののほか、講習の実施に関し必要な事項は、別に定める。

前文（抄）（令和7年3月6日群本例規第4号（務））

令和7年3月18日から施行する。

別記様式省略